

## 学校法人第二麻生学園役員退任功労金規程

第1条 この規程は、学校法人第二麻生学園役員の退任功労金について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人もしくは本法人が設置する学校において管理責任を負う役職を有する者で法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

第3条 退任功労金は、常勤の役員または非常勤の役員が退任又は在任中死亡したときに支給する。なお、非常勤の役員のうち業務執行理事については支給するものとする。また、この額の計算は、退任時に役員に支給していた役員報酬月額に私立大学退職金財団の交付率を掛けた額とする。ただし、不正その他の責に帰すべき事由により退任する場合は、その限りではない。

第4条 退任功労金は、在任中特に功労のあった役員、若しくは在任中死亡した役員又は10年以上在任した役員、その他特別の事情ありと理事長が認めた役員に対して理事会に諮りこれを支給することができる。

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。